

鹿児島県の公文書館に求められる機能等について

1 個別項目の設定

- (1) 県民の利用及び公文書館での調査研究に関する機能等について、意見聴取に当たり、以下の項目を設定

県民の利用に関すること

項目 1：特定歴史公文書の利用情報の公開及び利用の促進に向けた取組

公文書館での調査研究に関すること

項目 2：公文書館での調査研究の方向性

項目 3：専門職員の確保・育成

- (2) 整理内容

- ・ 個別項目について、国の「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」（以下、「国ガイドライン」という。）や「公文書館法の解釈の要旨」（昭和63年6月1日総理府）、国立公文書館の取組等から関係する内容を整理
- ・ 国ガイドライン等を踏まえ、想定される施設機能等を整理

2 個別項目における整理

項目 1 特定歴史公文書の利用情報の公開及び利用の促進に向けた取組

国ガイドラインの規定等	国立公文書館の取組等
① 特定歴史公文書の目録及びデジタル画像等のインターネットの利用等による公開	① 国立公文書館デジタルアーカイブによる目録等の公開（目録情報の検索、デジタル画像の閲覧、印刷等に対応）
② あらかじめ手続を定めた上で簡便な方法による利用の提供	② 利用制限区分が「公開」又は「部分公開」の特定歴史公文書等について利用請求手続によらない閲覧の実施
③ 利用の促進に向けた展示会の開催、館内の見学会その他の取組の実施	③ 展示会（常設展、特別展、企画展、館外展、デジタル展示）の開催及び様々な団体の見学受入等の実施
④ 効果的に利用に供するために特定歴史公文書等の検索を容易にする検索ツールの整備やレファレンスの実施	④ 利用者からの問い合わせに対するレファレンスの実施
⑤ その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共目的を有する行事等への特定歴史公文書等の貸出しの実施 ・ 原本の特別利用の実施 	⑤ その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共目的を有する行事等への特定歴史公文書等の貸出しの実施 ・ 原本の特別利用の実施 ・ 広報誌やSNS等による情報提供 ・ 会員制の「友の会」の設立

【想定される施設機能等】

①特定歴史公文書に関する情報の発信

（目録及びデジタル画像の公開，展示会等の開催，広報誌等による情報提供 等）

②県民等が利用しやすい利用方法等の提供

（目録情報の検索ツールの整備，簡便な方法による利用提供，特定歴史公文書の貸出の実施，レファレンスの実施 等）

<現 状>

- ・歴史公文書の選別作業中であり，特定歴史公文書の受入なし

<課 題>

- ・展示スペースについては，公文書館の設置形態等を踏まえ個別に対応を検討
- ・レファレンスについては，利用者に対して幅広い情報提供を行うため県政情報センターなどの他施設との連携等に関する対応を検討

<公文書館設置までの当面の対応>

- ・特定歴史公文書の目録作成及び保存を優先
- ・目録作成後は県ホームページにおいて目録を順次，公表
- ・利用請求手続きによる特定歴史公文書の閲覧及び写しの交付等の実施
- ・県政情報センターに目録の検索システムを設置
- ・利用者に対する特定歴史公文書の利用や目録，検索に関するレファレンスの実施

【参考 1】他県公文書館（45施設）における検索機材の設置状況

施設内に検索機材の設置あり：37施設（約82%）

【参考 2】他県公文書館（45施設）における展示スペースの設置状況

施設内に展示スペースの設置あり：35施設（約78%）

項目2 公文書館での調査研究に関する方向性

公文書館法の解釈の要旨	国立公文書館の取組等
<p>①「これに関連する調査研究」とは、「歴史資料として重要な公文書等に関連する調査研究」のことであるが、それは単なる学術研究ではなく、歴史を後代に継続的に伝えるためにはどのような公文書等が重要であるのかという判断を行うために必要な調査研究が中心となるものである。</p> <p>【参考】法制定時の公文書館法（抜粋） 第4条 公文書館は、歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とする。 2 （略）</p>	<p>①保存の対象となるべき公文書等の範囲、保存の態様、一般の利用の提供の方法等について幅広い調査研究を行い、その成果を館の運営に活用するとともに、国内外の公文書館等と共有することを目的として以下の活動を推進 ア 歴史公文書等の所在把握を目的とした調査研究 イ 歴史公文書等についての専門的な調査研究 ウ 諸外国の公文書管理等に関する調査研究</p> <p>②調査研究の成果はホームページや研究紀要「北の丸」等を通じて公表</p>
<p>【想定される施設機能等】</p>	
<p>①特定歴史公文書の保存及び利用に関する調査研究の実施</p> <p><現 状> ・特定歴史公文書の保存及び利用に関する調査研究の方向性が未定</p> <p><課 題> ・特定歴史公文書の調査研究に関する実施方法等の検討</p> <p><公文書館設置までの当面の対応> ・特定歴史公文書の目録作成及び保存を優先 ・国立公文書館及び他県公文書館における調査研究事例の情報収集及び分析</p> <p>【参考】他県公文書館（45施設）における調査研究の実施状況 調査研究の実施あり：34施設（約76%）</p>	

項目3 専門職員の確保・育成

公文書館法の解釈の要旨	国立公文書館の取組等
<p>①「歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員」とは、歴史を後代に継続的に伝えるためにはどのような公文書が重要であるのかという判断を行うために必要な調査研究を主として行う者をいう。</p> <p>【参考】法制定時の公文書館法（抜粋） 第4条（略） 2 公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。</p> <p>附 則 （専門職員についての特例） 2 当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第4条第2項の専門職員を置かないことができる。</p>	<p>①国立公文書館における公文書館専門職員（常勤）及び公文書専門員（非常勤）の採用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「アーキビスト職務基準書」に示された様々な職務内容と専門性に特徴付けられる業務等に従事 <p>②アーキビストの認証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度からアーキビストとしての専門性を有する者を国立公文書館長が認証アーキビストとして認証 ・令和6年から准認証アーキビストの認定を開始 （認証アーキビストの要件） <ul style="list-style-type: none"> ア 知識・技術等 イ 実務経験 ウ 調査研究能力 （准認証アーキビストの要件） <ul style="list-style-type: none"> ア 知識・技能等
<p>【想定される施設機能等】</p>	
<p>①調査研究を行う専門職員の設置及び育成</p> <p><現 状></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県内に認証アーキビストは不在 <p><課 題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門職員となりうる人材の確保及び育成に関する対応の検討 <p><公文書館設置までの当面の対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門職員の設置及び育成のための方針等の検討 <p>【参考1】他県公文書館（45施設）における認証アーキビストの配置状況 施設内に認証アーキビストの配置あり：28施設（約62%） ※1施設内の最大数7名</p> <p>【参考2】認証アーキビストの認証者数（令和6年4月1日現在） 全国で323人 ※現住所を鹿児島県とする認証アーキビストは0人</p>	